知的財産高等裁判所について

平成 1 5 年 1 2 月 5 日 慶應義塾大学 三木浩一

1.知的財産高等裁判所に期待される機能

1) 平成8年民訴法改正による専門的処理体制の充実

特許権等に関する事件の東京・大阪地裁への競合管轄化 裁量上告制度の導入(最高裁の機能強化)

2) 平成15年民訴法改正による専門的処理体制の充実

特許権等に関する事件の東京・大阪地裁への専属管轄化(第一審) 特許権等に関する事件の東京高裁への専属管轄化(第二審) 著作権等に関する事件の東京・大阪地裁への競合管轄化 専門委員制度の導入 その他関連事項(5人合議制)

3)制度設計の目的は何か

判例統一機能 看板効果 司法行政権の独立

2.甲A案について

1)「特許権等に関する訴え」という管轄概念

専門技術性のない事件を包含 関連請求や併合請求の取り扱い 専門技術性をめぐる争い(「専門技術性の有無」で区切る場合)

2) 民訴法改正との整合性

柔軟な事件配点 第1審との連続性

3) 著作権等に関する事件

知財事務局のA案(専門裁判所の設立の理念、憲法上の要請) 二者択一的な職分管轄との親和性 競合管轄とした場合の合理性(専門裁判所の理念)

4)管轄の問題の重要性

管轄に関する争いの深刻さ(私益に関する紛争との関係) 硬直的な管轄の問題性(管轄をめぐる争いの濫用) アメリカにおける混乱(ホームズ事件など) 国民に利用しやすい制度設計(単なる技術的な問題ではない)

3.甲B案および乙案について

1)管轄の問題

東京高裁内の組織であり、独自の職分管轄はない 事件配点で処理するので、取り扱いは柔軟 周辺的な争いを防止

2)看板効果

甲B案では達成可能 乙案ではやや疑問か

3) 平成8年および15年民訴法改正との関係

連続性 発展性